

令和2年 自転車マナーアップ強化月間推進要綱

目的

この強化月間は、広く府民に自転車利用に関する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、自転車の安全適正利用を促進し、自転車利用者による交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和2年11月1日（日）から30日（月）までの30日間

強化月間の重点

- 自転車利用者の交通ルール遵守の徹底
- 高齢者の自転車ヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

スローガン

- 交差点 見る待つ止まる いつだって
- 自転車と いつも一緒 ヘルメット
- ちょっとだけ みんなが困る その放置

強化月間の進め方

自転車利用者による交通事故や交通違反が社会問題となり、自転車利用者のマナーアップが望まれている現状をとらえ、強化月間の重点及び推進項目の趣旨が府民各層に定着して、府民一人ひとりが自転車利用に関する交通ルールを守り、交通事故の防止に寄与するよう、効果的に展開する。

- ポスター、公共交通機関による構内放送、ホームページ等を活用した効果的な広報活動を行う。
- 市(区)町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。
- 新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた広報啓発活動を実施する。

11月の府内一斉交通安全指導日等

- 11月8日（日） ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
- 11月15日（日） 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日
高齢者交通事故ゼロの日
シートベルト着用徹底の日

11月20日（金） めいわく駐車・放置自転車追放デー、ノーマイカーデー

自転車利用者の交通ルール遵守の徹底
高齢者の自転車ヘルメット着用の推進
放置自転車の追放

大阪府下における自転車事故は、本年8月末現在、昨年と比べ件数、負傷者数は減少しているが、死者数は増加している。

◆ 推進機関・団体での推進項目

次に掲げる項目を中心に、新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた交通安全教育、広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施

- 職員等に対する本月間の周知徹底と推進機関・団体相互の連携強化
- 各種イベントやキャンペーンを通じた本月間に関する広報活動の展開
- ホームページや広報誌等の各種広報媒体の活用
- 鉄道事業者・地域住民等と連携した駅周辺、繁華街等における違法駐輪に関する啓発活動（駐輪場所案内を含む）及び放置自転車撤去活動の強化
- 自転車条例の周知の徹底
- 全ての自転車利用者（特に高齢者）に対する自転車ヘルメットの着用推進の強化
- 自転車事故多発場所等における地域交通安全活動推進委員、地域住民、ボランティア等と連携した街頭指導活動の強化
- 悪質な違反を行う自転車利用者に対する指導警告及び取締活動の実施
- 自転車の安全性能に関する情報提供と、点検・整備の励行に関する啓発の実施
- 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等（自転車保険）への加入促進に関する啓発活動の実施
- 企業、自転車販売店、レンタサイクル業者及び自転車駐車場経営者等と連携した各種広報活動の展開
- 企業・学校等に対する自転車安全利用に関する広報啓発及び指導教育の実施
- 妨害運転（「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による罰則の創設等についての広報啓発

◆ 広報・実践促進事項

- 自転車は原則車道を通行し、車道の左側を通行しましょう
- 信号は必ず守りましょう
- 横断歩道を渡るときは、信号が青でも左右・右後ろの確認をしましょう
- 一時停止の標識のある交差点では、必ず一時停止をして、周囲の安全を確認しましょう
- 通行することが認められている歩道を通行するときでも歩行者が優先です。すぐに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう
- スマートフォン等を手に持ちながら、見ながらの運転はやめましょう
- 自転車の点検整備は日頃から行い、反射材を取り付けた自転車を利用しましょう
- 早めにライトを点灯しましょう
- 自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用しましょう
- 児童や幼児を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう
- 頭部を負傷することの多い高齢者の方も、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう
- 万が一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等（自転車保険）に加入しましょう
- 自転車は駐車場の決められた場所に駐車しましょう